

平成30年1月24日に行いました貨物自動車運送事業法令試験の 合格者は以下のとおりです。

【合格者受験番号】

1	3	4	8	10	14	16	17
19	20						

<注意事項>

- ・受験番号は「試験実施通知書」の右上に記載しています。
- ・合格通知の郵送は行いません。
- ・点数及び採点状況のお問い合わせはご遠慮願います。
- ・1回目の法令試験に不合格となられた方には、次回法令試験の案内を後日郵送いたします。
- ・法令試験に2回とも不合格となられた方に対しては、後日、取下げ願等の手続き案内を送付いたします。
- ・法令試験問題が必要の方は、行政文書の開示請求手続きを行って下さい。(窓口:中国運輸局総務部総務課)

平成30年1月24日実施の法令試験受験者の皆様へ

中国運輸局が実施したトラック運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題について、誤解を招く出題がありました。該当する設問は以下の1問のみですが、受験者の半数が誤答していることに加え、合否の判定に影響があることから、受験者全員が正解したものと取り扱うこととしました。

出題した条文自体に誤りはありませんが、誤解を招くことのないように、今後はより適切な出題に努めて参ります。

問題15(許可等の条件)

この法律に規定する許可又は認可には、条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

【理由】

貨物自動車運送事業法においては、問題15の正答は「○」となります。しかし、法令試験の出題範囲に含まれる貨物自動車運送事業法以外の法律にも類似する条文が記載されており、それらの法律においては「×」となる場合があります。

よって、「この法律に規定する」という出題ではなく、「貨物自動車運送事業法に規定する」と出題することが、より適切であると判断いたしました。

<お問い合わせ先>

中国運輸局自動車交通部貨物課 : 082-228-3438